

賃貸住宅省エネ改修先行実装事業交付要綱 新旧対照表

新

(申請の受付)

第8条 略

2 本事業の効果を高めるため、同一の申請者による申請戸数の上限を6戸までとする。

3～5 略

(別表第4 削除)

附 則 (令和5年2月22日付4都環公地温第2939号)

本交付要綱は、令和5年2月22日から施行する。

(以下、省略)

現行

(申請の受付)

第8条 略

2 公社は、本事業の効果を高めるため、別表第4のとおり、募集区分を設定し、当該募集区分ごとに申請受付枠を設定するものとする。

3～5 略

別表第4

	住宅の構造	募集戸数
一	SRC造・RC造	30戸（1申請者6戸まで）
二	木造・鉄骨造・その他	30戸（1申請者6戸まで）

(以下、省略)